

消 防 消 第 9 7 号

平成 2 5 年 5 月 1 6 日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 1 8 年消防庁告示第 3 3 号。以下「基本指針」という。）の一部を改正する件（平成 2 5 年消防庁告示第 9 号）を本日告示しましたので通知します。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

### 1 改正内容

国の平成 2 5 年度予算の成立に伴い、広域化に関する財政措置の内容を追加したこと。（基本指針一、4（5））

### 2 留意事項

平成 2 5 年度の財政措置の具体的な内容は、別紙のとおり。

なお、平成 2 6 年度以降の財政措置については、基本指針三、3 に定める消防広域化重点地域に対するものに重点化する予定であること。

### 3 施行期日

公布の日

なお、改正後の基本指針については、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

都道府県、市町村において一層の取組を行っていただくため、「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴い必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を強化します。

## 市町村分

### I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

### II 消防広域化臨時経費

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。
  - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
  - ② 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要な経費

### III 消防署所の整備

#### 1 緊急防災・減災事業

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 消防署所等とは、消防署、出張所及び指令センターをいう。

※ 上記1は、広域化後10年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成34年度までに完了する事業)を対象とする。

#### 2 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。

▶一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:75%]

### IV 消防指令センター(指令装置等)の整備

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

### V 消防車両等の整備

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%(交付税算入率 元利償還金の70%)

※ 上記Vは、広域化後5年度以内完了する事業(平成24年度までに広域化した場合には、平成29年度までに完了する事業)を対象とする。

### VI その他

- 国庫補助金の配分について  
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 都道府県分

### I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

### II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

※ 平成26年度以降の措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直すものとする。